

# 人間福祉学部研究会

2012年度は、次のとおり研究会と諸行事を開催した。

## ■研究会

第1回 2012年5月30日(水)

- テーマ：和辻倫理学とその波紋—思想史の方法と関連して—  
発表者：山 泰幸 人間福祉学部教授
- テーマ：Arts and Aging : Photographing Elder Care Homes in Four Countries  
発表者：Bessie Young 人間福祉研究科受託研究員

第2回 2012年6月27日(水)

- テーマ：柔道実践者の競技ルールに対する認識について  
発表者：佐藤 博信 人間福祉学部准教授
- テーマ：私と障害研究  
発表者：杉野 昭博 人間福祉学部教授

第3回 2012年9月26日(水)

- テーマ：悲嘆学事始め—大切な人を亡くした人々を支えるために  
発表者：坂口 幸弘 人間福祉学部教授
- テーマ：実証研究からソーシャルワークの価値研究へ—自律、依存、ケアをめぐる—  
発表者：安田美予子 人間福祉学部教授

第4回 2012年10月24日(水)

- テーマ：福祉行財政理論とローカル・ガバナンス  
発表者：山本 隆 人間福祉学部教授
- テーマ：子ども虐待死亡事例の分析～国の虐待死事例の検証から  
発表者：才村 純 人間福祉学部教授

なお、各教員の発表内容は次のとおりである。

## 和辻倫理学とその波紋

### —思想史の方法と関連して—

山 泰幸

本発表では、『人間の学としての倫理学』（1934）や『風土—人間学的考察』（1935）、『倫理学』全3巻（1937, 1942, 1949）等において、独自の「人間学」の立場から、日本において体系的な倫理学を築いた和辻哲郎（1889-1960）の「和辻倫理学」とその「波紋」を、思想史の方法としての「言説」への視点と関連させながら取り上げた。

言説への視点とは、「言説＝事件・出来事と捉える立場」のことを言う。「新たに言い出されたことの事件性において、あるいはその言い出されたことが言説空間にもたらす同調や抵抗の波動のうちに、それがもたらす特異な波立を見分けることで、またすでにある言説をそれが差異化する局面の精査によって、その意味が問われていく」とする立場である（子安宣邦『事件としての徂徠学』1990）。これを踏まえて、ここでは、新たに言い出された言説＝「事件」に対して、同調し抵抗するかたちで言い出される言説＝「波紋」に着目する。第1の言説（事件）への理解のために、第2の言説（波紋）を還元するのではなく、新たに言い出された言説に対して差異化する局面の精査によって、その波紋の方の意味を問うのである。

本発表では、倫理学出身で和辻倫理学の強い影響を受けつつ、戦後日本の社会福祉学の理論化・体系化を牽引した岡村重夫（1906 - 2001）を取り上げ、戦前と戦後の二度にわたって和辻倫理学の理論的弱点を乗り越えようとした点に注目した。戦前は、著書『戦争社会学』（1943）において、和辻の「人間」概念が「国家」を最高の人倫組織體（全体）とし、戦争の「主体」として国家の「内部」における人と人との間柄が全体に収斂する構造を説くのに対して、岡村は国家の「外部」に着目し、「間柄」概念を国家（人間）と国家（人間）の間に拡張して適用した。一方、戦後、社会福祉学において提起した「社会関係の二重構造」の議

論では、和辻における「人間」概念の個人的契機と全体契機のうち、和辻とは異なり、個人的契機を重視し、「個と全体の弁証法」を転用した。この際、和辻の「人間」概念のうちの「間柄」を「個人」の側に引き寄せて、「主体性」を見出している。いずれの論点も、和辻倫理学に萌芽しながら、和辻が慎重に除去したものであり、戦前と戦後において、岡村は2度、和辻倫理学に対する乗り越えを試みている。社会福祉学の学説史としての評価は社会福祉学者に譲るとして、思想的には論理的にあり得る展開がなされており、注目すべきものといえる。

---

## Arts and Aging: Photographing Elder Care Homes in Four Countries (芸術と高齢化: 4か国の高齢者施設を撮影して)

Young, Bessie

2011年5月に米・アムハースト大学を卒業し、タイム誌の創立者ヘンリー・ルース氏によって設立された奨学金を得て関西学院大学で1年間研究する機会をいただきました。大学時代の専攻は心理学と芸術に加えて、現代の老いに関する課題について学際的に研究しました。芸術家として写真を撮ることで様々な文化や文脈のなかでの個人の老いの経験を記録しました。卒業研究では、アメリカ、トルコ、フランスの3か国における高齢者の生活環境を撮影することに焦点を当てて作成しました。

私は、日本の高齢者の生活や老年学に興味を抱いて来日を希望しましたが、この1年間でさらに特別な関心を持つようになったのが、認知症に苦しむ高齢者の生活環境についてです。

本日は、次のような内容でお話を進めたいと思います。

### なぜ高齢化について学ぶのか

そのきっかけは大学時代の高齢者との個人的な関わりから始まりました。そこで老いが住宅などの他の問題とどのように関連しているか興味を持ちました。そして世界中で高齢化が進む今、老年

学を学ぶ重要性に気付いたからです。

### なぜ研究に写真を使うのか

芸術を基盤とした研究について説明すると、「学術的な研究の主たる成果は知識である。芸術的な活動による主たる成果は知識を探求するインスピレーションである」という言葉に表現されていると思います。芸術はアドボカシーのツールとなり得るからです。

### 日本における最近の活動

この1年間の研究は認知症の人のためのグループホームに特化したものとなりました。多くの写真を撮らせていただきましたが、その中から選んだ16枚の写真を図書館ホールで展示させていただきました。

### 今後の研究について

9月からはアイルランドのベルファストで大学院に進み写真を勉強します。これからも高齢者のケア環境について写真を撮り続ける予定です。将来は、認知症の患者が記憶の語りを形成する際に、写真がどのように役立つのかについて共同研究をしたいと考えています。

最後に、関西学院大学人間福祉学部の教員、学生ほか皆様にお礼を申し上げます。また、大和教授、陳准教授、福田孝子さん、そして私を受け入れて下さったグループホームの素晴らしい職員や施設長の皆様にお礼を申し上げます。

(訳および文責：大和三重)

---

## 柔道実践者の競技ルールに対する 認識について

佐藤 博信

2006年に行なった「国際柔道連盟試合審判規定」と「講道館柔道試合審判規定」に対する実践者の認識調査では、①～⑧の知見が得られた。

①「体重制」の考え方については、すでにそれが定着して40年以上が経過しているにもかかわらず、「無差別」による試合への希求が残存していた。

②「技の評価」については、基本的には「一本」への求めが存続していた。

③ポイント化された積極的戦意の欠如に対する「罰則」については、賛否両論の様相にあったが、ことに選手は「罰則」よりも「技」による勝敗決着を望む傾向にあった。

④「勝負の判定」については、「国際規定」で採用されている「延長戦」（2005年～）と、「講道館規定」が従来採用してきた「旗判定」の相違からみたが、全般的に「延長戦」の肯定が多かった。

⑤「審判員ライセンスと段位」の関連については、全般的には柔道経験は審判員にとって必要不可欠であるという意見が優っていた。

⑥「礼法」については、基本的には伝統維持の傾向が認められた。

⑦「ブルー柔道衣」については、全般的には賛否両論であったが、国内での導入については特に指導者層を中心に、普及に関わる経済的負担、そして誤審にはつながらないという理由から、現時点では「不要」で落着いていると捉えられた。

⑧両規定の在り方についての「総論」として、「講道館規定と国際規定の両方があって良い」、「国際規定のみで良い」、「国際規定はスポーツとしてのものであるため、伝統的な教育としてあるべき講道館規定を改訂せよ」、という3項目の中から1項目を選択させたが、各々で過半数を超えるものはなく、意見の分かれる傾向にあった。

2012年現在、日本では、国内試合も、国際規定でおこなわれており、競技者や審判が感じていた紛らわしさや、煩わしさは軽減されたといえる。筆者がおこなった2006年の調査で明らかになった一本への希求も、効果の廃止という形で具現化されたといえる。しかしながら、近年の国際規定改定による「双手刈（タックル）」・「朽木倒」・「肩車」等の技の制限や標準的な組み方、正しい組み方などの強制は、本来柔道がもつ武術、格闘技としての根幹をゆるがすものである。本来どんな組み方でも、どんな技でも柔軟に対応できることが「ヤワラ」と呼ばれる柔道の神髄である。安易な技・組手の制限は技術の向上を阻害するものである。現IJF会長主導の商業路線により、観客が見て面白い柔道を標榜するのは結構であるが、「双手刈（タックル）」・「朽木倒」・「肩車」に対応できないような、幅の狭いひ弱な柔道では、真に観客を歓ばせることは難しいだろう。今後も実践者

の声に耳を傾け、柔道の在り方を探求し、よりよい提案をしていきたいと考える。

---

## 私と障害研究

杉野 昭博

1972年に民族音楽を研究したくて大阪大学人間科学部の人類学教室に所属したが、研究の手ほどきを受けたのは、大阪大学文学部美学科の山口修先生（現在大阪大学名誉教授）だった。当時、民族音楽研究者は日本でも珍しく、山口先生には学部生ながら本格的な研究をするチャンスをいただいた。しかし、研究方法がわからず、人間科学部で教わっていた計量心理学の方法を用いた研究計画を作り、当時社会心理学教室の助手であった藤田綾子先生（現在甲子園大学人文学部長）に助けてもらいながら、民族音楽を素材とした認知実験をおこなった。

大学院進学にあたっては、山口先生に師事しなかったが、先生から人類学への進学を勧められて青木保先生（現在国立新美術館館長）に師事した。大学院時代は、助手の梶原景昭先生（現在国士館大学21世紀アジア学部長）や、当時研究生をしていた故足立明氏（元京都大学教授）や、当時東北大学大学院生だった川村邦光氏（現在大阪大学教授）など、多くの方と交流しながら民族音楽と人類学との接点としてイタコ（東北地方の盲巫女）をテーマとして研究をした。

1981年には宮城県北部で2ヶ月間のフィールドワークをおこない、視覚障害の少女が、家族や盲人集団や地域社会の力を借りて「一人前」の共同体成員になっていく様子を確認した。イタコあるいは盲僧とこれを支える地域文化は、障がい者を社会に包摂する上で有意義な制度と思われたが、盲学校就学の義務化にともないイタコや盲僧の修行をする者はいなくなった。

盲学校は、イタコや盲僧に代わって、どのような社会参加を保障しているのか知りたくなり、1982年から盲学校教員として働いた。その後、障がい者福祉制度全般について矛盾や不可解な点を

多く感じて社会福祉学研究を志し、1989年よりロンドン大学大学院(LSE)に進学した。LSEでは、タウンゼンドの研究助手をしていたセインズベリ講師に師事し、障害研究を究めるとともにイギリス社会政策学の真髄に触れた。

私の研究履歴を振り返ると、実に多くの方からさまざまな刺激や助力を得て今日に至っていることに改めて気づいた。

---

## 悲嘆学事始め—大切な人を亡くした人々を支えるために

坂口 幸弘

「悲嘆学」という学問体系が既に確立されているわけではない。「悲嘆学」は、私が提唱する喪失と悲嘆を主題とした新しい学問体系であり、「喪失と悲嘆について、心理学・医学・看護学・社会学・社会福祉学・宗教学・文化人類学・教育学などを含む学際的観点から包括的に探求する新たな学問領域」と操作的に定義している。人生を通して経験する死や死別を含む喪失体験と、それに対する反応である悲嘆は、従来さまざまな学問的視座から論じられてきた。私自身も、心理学的な観点からこの領域の研究に取り組んできた一人である。しかし、喪失や悲嘆に関する理解を深め、悲嘆に暮れる人々への多面的な援助を考えるにあたっては、各学問領域での研究の細分化や深化の一方で、学問領域の枠を越えた複眼的な視点が必要である。「悲嘆学」という新たな枠組みのもと、多様な背景を持つ研究者や臨床家などによって、喪失と悲嘆を命題に幅広い議論が展開されることを期待している。

本発表では、まず悲嘆に関する基礎知識や、複雑性悲嘆の診断基準化をめぐる最新の情報を提供した。また私の研究紹介として、死別後の適応が困難で、第三者からの援助を必要とする可能性が高い遺族の同定を目的とする遺族のリスクアセスメントについて説明した。アセスメントによって、ハイリスク遺族に重点的な支援を提供し、より効率的で効果的な支援が可能にな

ると考えられ、精度の高いアセスメントツールの開発に現在取り組んでいる。

今回、大切な人を亡くした人々を支えるためのグリーフケアに関しても、ホスピス・緩和ケア病棟や葬儀社などでの取り組みを紹介しながら、その必要性や今後の方向性について論じた。グリーフケアへの社会的関心は年々高まっているが、わが国では死別者への援助手法や提供体制は必ずしも確立しておらず、学術的な貢献も決して十分とはいえないのが現状である。多様な研究者や臨床家、組織体が連携・協力することによって、援助を必要としている死別者を社会全体で支えるシステムが構築されることを願っている。

---

## 実証研究からソーシャルワークの価値研究へ—自律、依存、ケアをめぐる—

安田美予子

わたしは質的調査法を用いて社会福祉にかかわる事象にアプローチしている。現在は重度身体障害者の自立生活への移行プロセスを明らかにする研究を続けているが、この研究では、以前の質的研究では感じなかった研究結果を書くことにかかわるジレンマを感じている。この研究では、これまでの研究と同様に、データを分析しカテゴリーを作り、それらに関連づけて研究結果を記述しようとした。しかしカテゴリーを作ったものの、なにか抵抗感があった。気づいたのは、カテゴリー化することは、フィールドで見聞きした実感やデータが語る豊かな世界を、カテゴリーという狭い世界に押し込めてしまうことだった。グラウンデッド・セオリー・アプローチに代表されるカテゴリー化の問題点は、アメリカで質的調査法を牽引するN.K.デンジンがかねてから主張しているが、その主張の意味をようやく理解したわけだ。試行錯誤した結果、カテゴリーにして表現するのは最小限にとどめ、解釈をそのまま書く記述スタイルに改めた。以来、この形でテキストワークを進めているが、また違うジレンマに遭遇している。書いた論文は支援者・研究者からは好評をいただ

いているが、調査で焦点を当てているサービス利用者に位置する人からは「難しい」と言われている。専門用語の飛び交った、科学的論文の基準にのっとなって書かれたテキストを難しく感じるのは仕方のないことかもしれない。しかし、その人の経験を書いているのに、当人から難しいと言われるとは、誰のための何のための研究か、専門家・研究者と非専門家・非研究者の世界を架け橋するような報告形態はいかなるものか、研究結果を社会に還元するとはどういうことなのか、といったことを考えざるをえない。そしてその答えはまだ出ていない。

研究会では十分報告できなかったが、この研究を通じて、ソーシャルワークの価値にかんする理論研究と現在の実証研究をいかにつなぐかという研究課題も見えてきた。ソーシャルワークの重要な価値のひとつにリベラリズムを基盤とした「社会正義」がある。しかし、正義は自律的な他者から分離された個という特定の個人像を前提とし、人間の本質的な傷つきやすさや相互依存性や個別性に対する視座が欠落しているというフェミニズムからの批判があり、かわりに関係性に埋め込まれた行為主体を前提とした「ケアの倫理」が示されている。正義とケアの倫理の統合・連結を試みた理論研究も示されているが、まだ発展途上のようだ。わたしの現在の質的研究でも、自律／自立した主体、他者への依存、人々の相互依存性という正義とケア論争でテーマになっているトピックスにつながる事象が観察される。価値にかんする理論研究と現在の実証研究で見えているものをどのようにつなぐのか、これからの研究課題である。

## 福祉行財政理論と ローカル・ガバナンス

山本 隆

ローカル・ガバナンスの含意  
—編制という捉え方から—

### I ローカル・ガバナンス

ローカル・ガバナンスとは、①基礎自治体の下

で機能し、公私のさまざまなアクターによる多元的、重層的なネットワークやパートナーシップからなるダイナミックな編制である。②行政、企業、市民社会などの代表を広く参画させて、社会経済における自律的な問題解決領域を増やすことを目指し、意思決定の構造を変えていくプロセスである。③統治と被統治という権力関係で位置づけられ、その中で権限委譲を実現するには社会的な運動を必要とするものである。

### II 英国の貧困と地域再生

ニュー・デール・フォー・コミュニティ (NDC)

骨子は、①最も貧困な地域の改善を支援し、②最も貧困な地域と他の地域との格差を縮小すること。NDCは労働党政権発足直後の1998/99年から10年期限で、それまでの単一地域再生予算 (Single Regeneration Budget) のような競争的資金の要素をなくし、補助金交付による制度であった。政府は指定したイングランドの39の貧困地域にそれぞれ5,000万ポンド、総額20億ポンドを交付した。

NDCに指定された地域においては、公共サービス提供機関の代表、住民代表で構成された「パートナーシップ」で運営に当たった。ここにコミュニティ・ガバナンスの要素が注入されている点に留意する必要がある。また、住民代表は多くの場合投票で選出された。

#### NDCの評価に関する考察

社会関係資本

ソーシャルインクルージョンとコミュニティの結束  
サービス提供の改善

ガバナンス

\*英国の複合的デプリベーション指数 (Indices of Multi Deprivation)

### III 英国と日本との比較

	英国	日本
貧困率	17.1% (BHC) 労働党政権時	2007年の調査で15.7%、子どもの相対的貧困率は14.2%。(厚生労働省発表)
労働政策	規制緩和	規制緩和
国の貧困対策 労働党政権時と連立政権時	積極的、消極的	消極的
ソーシャルインクルージョン政策	ヨーロッパの影響 EU資金	消極的
行政組織の総合性	ジョイントアップで 一定の効果を発揮	貧困対策は生活保護に集中 連携を模索中
エリア・アプローチ	ネイバーフッド・ベース	福祉事務所中心
ソーシャルワーカー	20~30ケース	都市部では80~100(以上)ケース

## 子ども虐待死亡事例の分析 ～国の虐待死亡事例の検証から

才村 純

児童虐待の防止等に関する法律は、子どもが虐待により死亡するなど重大な事案について検証する責務を国および地方公共団体に課している。これを踏まえ、国では社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（委員長：才村純関西学院大学教授）において、毎年発生した重大な事案について検証を行い、その結果を公表している。本研究会では、本年7月に公表された第8次報告の概要を述べるとともに、虐待死を防ぐための課題の1つとして児童相談所の体制強化について考察する。

### (1) 第8次報告の概要

対象となったのは、平成22年度に発生又は発覚した児童98人（心中47人、心中以外の虐待51人）。本発表では、心中以外の虐待について、児童の年齢、死因、加害動機、妊娠期・周産期の問題、乳幼児健診の受診状況、親の精神的課題、関係機関の関与状況、通告の有無などに関して具体的なデータを示した。

また、第8次報告では、自治体への個別ヒアリング結果を踏まえ、対応の問題点や課題を抽出し、対応のポイントについて提示しているが、紙面の関係で省略する。

### (2) 虐待死を防ぐための課題（児童相談所の体制を考える）

死亡事例が後を絶たない背景には、虐待対応の中核を担う児童相談所の極めて脆弱な体制がある。児童相談所における虐待相談はこの20年ほどで約60倍も増加しているが、中核的な役割を担う児童福祉司は2倍にしか増えておらず、その業務は年々忙しさを増している。先進諸国におけるソーシャルワーカー1人当りの担当ケース数は20件前後で共通しているのに対し、わが国では107件と突出して多くなっている。これでは個々の事例に丁寧に関わることは不可能と言わざるを得ない。抜本的な増員が喫緊の課題である。

また、多くの自治体では一般行政職が児童福祉

司に任用されており、基本的な専門性の低さもさることながら、人事異動のサイクルが短く、組織内において専門性が蓄積されない構造となってしまう。福祉専門職へのシフトを図る必要がある。

このように、わが国の児童相談所は質量ともに重大な課題を抱えている。「福祉は人なり」という。どんなによい制度が用意されても、これを担う人材が疲弊しきっている状態では、「絵に描いた餅」に終わってしまう。多忙を極めているのは児童相談所だけではない。市町村の窓口でも児童福祉施設でも職員はアップアップの状態である。福祉人材のあり方についての議論があらゆるところで展開されることを望む。

また、平成21年度における社会保障給付費総額100兆円のうち、児童・家庭関係給付費は3兆3000億円であり、全体の3%を占めるに過ぎない。ちなみに、高齢者関係給付費は55兆円で、全体の50%を占める。過去35年間において、高齢者関係は14倍に増えたのに対し、児童・家庭関係給付費はほぼ横ばいである。家族分野への支出割合を国際的に比較しても、ドイツ9.97%、スウェーデン9.88%、フランス9.86%であるのに対し、日本は3.43%と格段に低くなっている。「子どもは歴史の希望」と言われる。次代の担い手である子どもたちが、生き生き伸び伸びと育つことのできる社会であってこそ明日が開ける。今こそ、子どもたちのために抜本的にコストを投入することについて社会的なコンセンサスを得るべく、われわれ研究者は努力を惜しんではならない。

## ■諸行事

- 特別講演会「スピリチュアリティに関する心理学的考察」

日時：2012年6月7日(木)13:30～15:00

場所：G号館116号教室

- 講演会「父の最期を撮って」  
映画「エンディングノート」  
砂田麻美監督

日時：2012年10月30日(火)15:10～16:40

場所：G号館201号教室

- シンポジウム「その人らしい生き方を支える～ソーシャルワーカー・法律家と権利擁護～」

日時：2012年12月16日(日)13:30～16:30

場所：G号館301号教室

各行事の概要は次のとおりである。

また、上記に加え、2011年に実施したイタリア精神保健福祉映画「人生、ここにあり！」上映会の評価をあわせて掲載する。

### ●特別講演会

#### 「スピリチュアリティに関する心理学的考察」

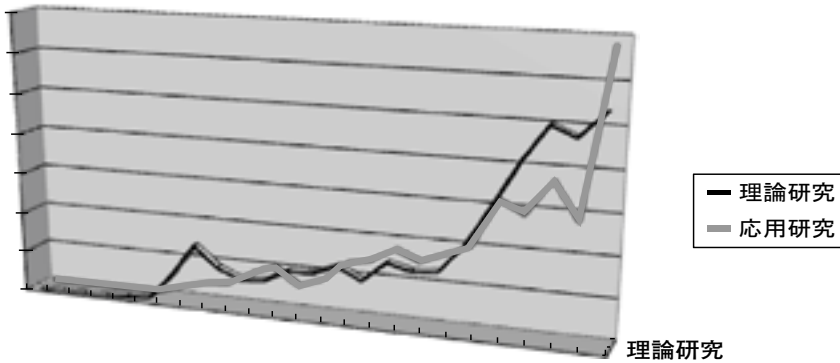
2012年6月7日(木)の午後1時半から3時までG号館116号教室において、イリノイ州立ノースイースタン大学心理学部准教授 Masami Takahashi (高橋正美) 先生を招いて特別講演会を開いた。講演会のテーマは、『スピリチュアリティに関する心理学的考察』であった。高橋先生は、10年以上も前から日米両国においてスピリチュアリティに関する理論及び実証研究に取り組んでおられる。日本では、日本老年社会科学会においてスピリチュアリティに関する研究報告をいくつかなされている。今回の講演会は、高橋先生に心理学の側面からスピリチュアリティ研究について講演していただいた。当日の講演会には、人間福祉学部の学部生および人間福祉研究科の大学院生、人間福祉学部専任教員あわせて約25名が出席した。講演会は、高橋先生による約1時間の講演のあと、参加者との質疑応答がなされ、参加

者から多くの質問が出され、様々な意見交換がされるなど、非常に有意義な講演会となった。

高橋先生の講演の内容の詳細について報告すると、まず、スピリチュアリティという用語が、わが国においては「スピリチュアル・カウンセリング」に代表されるように、ポップカルチャーの一部として流行しているという現状認識からスタートした。日本語では「霊性」「精神性」と訳されているスピリチュアリティの概念については、わが国ではもちろんのこと、そのテーマの研究の先進国である米国においても曖昧であり、特に宗教という概念との関係においてはまだ十分整理されていないということであった。スピリチュアリティ研究については、図1にあるように、米国では1980年代から研究数が増加し、1991年にWHOがQOL定義にスピリチュアリティを取り入れたことも大きく関連し、1990年代に入ると、研究数が飛躍的に増加し、現在も増加し続けている。高橋先生によると、スピリチュアリティ研究の動向をみると、1) データベースに基づく研究 (Ribaldo & Takahashi, 2008; Takahashi, Ide, Ribaldo, & Uchigashima, 2004)、2) 日米3世代の暗黙理論の研究 (Takahashi & Ide, 2003, 2004)、3) 暗黙理論の応用研究 (Ide & Takahashi, 2002) などに分類される。さらに、米国におけるスピリチュアリティの研究について、研究データベースを分析すると、1944年から2004年までのジャーナル文献 (PsychInfo; Agelineなどの検索ソフト) を検索し、分析した結果、合計1758件の研究論文があり、その内容をカテゴリー化すると、概念研究が24%、測定法の研究が21%、セラピーに基づく介入プログラムの研究が21%、教育・健康促進に関する研究が17%、地域社会でのプロジェクトの報告・研究が5%、評論が3%、その他が9%ということであった。米国での研究については、1990年代後半から急激に増加していることもわかった。

わが国におけるスピリチュアリティの研究の動向についてであるが、1983年から2003年までの間で、スピリチュアリティに関連すると思われる研究雑誌においてスピリチュアリティに関する文献を検索すると、約300の研究論文があった。それらの研究論文について論文タイトルをもとに分

図1 スピリチュアリティに関する研究動向



類すると、全体の約3分の1は、看護学や医学などの実践分野における応用臨床研究であることがわかった。スピリチュアリティの概念研究そのものは、約10本と非常に限られていることがわかり、わが国では概念研究そのものが非常に少ないという報告がなされた。高橋先生によると、スピリチュアリティ研究については、1) 概念研究を中心に比較的新しい分野ながら、過去20年に著しく成長している。2) 社会科学の分野では(特に日本において)基礎研究を怠り、応用研究が先走りする傾向がある。3) 日米両国でスピリチュアリティと宗教を明白に区別している研究は非常に少なかったと結論づけている。

次に、高橋先生がスピリチュアリティについて日米で実施した実証研究の結果について報告がなされたが、研究方法としては、「宗教的である」「信念のある」「思いやりがある」「生き甲斐がある」「超越的である」「智慧がある」「苦難の経験がある」「知識がある」など、スピリチュアリティや宗教と関連するキーワードについて対象者がどれくらい意識があるのか、インタビューを通してデータを収集した。調査対象者は、日本においては計154名(男性=38;女性=114)若年層が53名、中年層が61名、老年層が40名、米国では計219名(男性=73;女性=142)、若年層が72名、中年層が72名、老年層が75名であった。これらの人々に対して上述したキーワードをもとに、自己のスピリチュアリティと宗教性の評価をしてもらい、それらのデータについて多次元尺度法(MDS)を用いて分析を行った。結果のみについての報告であったが、日本では世代間においてキーワードの

総体的な解釈が一定でなく、特に、高齢者が「精神的な・霊的な」と「宗教的」を差別化する傾向があったとのことである。これについては、日本では、戦時中の宗教と精神性を同一視する傾向への反発があるかもしれないとの解釈がされていた。米国においては、「精神的な・霊的な」、「宗教的」、「信念がある」が世代間を問わず、近い意味と認識されている。また全てのキーワードの総体的な解釈が世代間で一定であることがわかり、日米での評価の差が報告された。

また、スピリチュアリティと宗教に関する自己評価の結果については、「現在の自分をどのくらい精神的・霊的(または宗教的)であると思うか」、「現在の自分と比較して、過去の自分はどのくらい精神的・霊的(または宗教的)であったと思うか」という質問に対し、日米間に有意差がでたことであった(米国>日本)。また、「将来はどのくらい精神的・霊的(または宗教的)になりたいか」という質問に対しても、日米では差があり、米国の方がそのような考えている人の数が有意に多いとの結果となった。以上の調査結果をまとめると、1) 高齢者層は若年層に比べ、これらの人々を予想通りに評価する傾向があった。2) アメリカのサンプルは日本のサンプルに比べてこれらの人々を予想通りに評価する傾向がある、という2点であった。なお、これらの日米における調査結果の詳細については、時間が十分ではなかったために、お聞きすることができなかった。

最後に、スピリチュアリティに関する今後の研究の課題として、高橋先生は、まず、スピリチュアリティ研究の歴史は非常に浅く、まだ基本的な



研究さえできていないのが現状なので、基礎研究を強化することをあげられた。次に、スピリチュアリティ研究については、宗教やその国あるいは国民の文化、年齢層で異なるので、それらの相違を明確化した上で研究を進めていくことがある。第3番目に、高橋先生によると、エスノセントリック (Ethnocentric) な偏見があるので、それをコントロールする必要があることを指摘されていた。第4番目の課題として、スピリチュアリティ研究を実施する際に、各研究者は、他の研究者に説明できるよう、作業定義 (working definition) の明確化を行うことを指摘されていた。最後の課題であるが、日本では、まだスピリチュアリティの概念研究でさえ十分なされていないのが現状であり、スピリチュアリティに関する概念研究の確立・継続、さらにスピリチュアリティの包括的な定義の確立をあげておられた。

以上が高橋先生の講演内容の要約であるが、時間が1時間と限られていたので、十分な説明ができなかったポイントもいくつかあり、それらをお聞きすることができなかったことが残念な点であった。それでも、高橋先生のスピリチュアリティに関する講演は、現在、人間福祉学部の学部生や人間福祉研究科の大学院生の中でもそれを研究テーマとして取り上げている、あるいは取り上げようと考えている学生がいて、それらの学生・大学院生には刺激的なものとなったようである。また、参加した教員にとっても、心理学という学問的視点からスピリチュアリティを研究している点で、非常に興味深いものであった。最後に、高橋先生から、日本ではスピリチュアリティに関して概念研究自体が不十分であるとの指摘を受けたが、これについては本テーマを研究している大学院生や教員にとっても、大きなチャレンジとなった。

(石川 久展)

## ● 講演会「父の最期を撮って」

### 映画「エンディングノート」 砂田麻美監督



今回、2011年10月に公開された映画「エンディングノート」の砂田麻美監督による講演会を企画した。開催日時は、10月30日(火)の4限(15時10分～16時40分)であり、場

所はG-201であった。参加者は、人間福祉学部学生、院生、教職員に加え、他学部や学外からの参加者もあり、計90名程度であった。参加者の多くは、事前に映画館もしくはDVDにて、映画「エンディングノート」を鑑賞したうえで、砂田監督の講演を拝聴した。

映画「エンディングノート」は国内外で高い評価を受けており、第33回ヨコハマ映画祭新人監督賞・第35回山路ふみ子映画賞文化賞・第36回報知映画賞新人賞・第52回日本映画監督協会新人賞・芸術選奨文部科学大臣新人賞等を受賞するとともに、海外ではサンセバスチャン国際映画祭正式出品や、ドバイ国際映画祭ムハ・アジアアフリカ・ドキュメンタリー部門第二位などの実績がある。新人監督のドキュメンタリー作品としては異例となる、興行収入1億円を突破する大ヒットとなった。

映画「エンディングノート」の概要については、オフィシャルホームページ (<http://www.ending-note.com/>) から映画の「イントロダクション」を以下に引用する。

2009年、東京。熱血営業マンとして高度経済成長期に会社を支え駆け抜けた「段取り命」のサラリーマン・砂田知昭。67歳で40年以上勤めた会社を退職、第二の人生を歩み始めた矢先に、毎年受けていた健康診断でガンが発覚。すでにステージ4まで進んでいた。残される家族のため、そして人生の総括のため、彼が最後のプロジェクトとして課したのは「自らの死の段取り」と、その集大成ともいえる “エンディングノー

ト”の作成だった。やがてガン発覚から半年後、急に訪れた最期。果たして彼は人生最大の一大プロジェクトを無事に成し遂げることができたのか。そして残された家族は……。

病と向き合い、最後の日まで前向きに生きようとする父と家族の姿を、娘は記録していた。接待ゴルフ、熟年離婚の危機、孫たちとの交流、入院生活、教会の下見、家族旅行、そして人生の最期の時まで。膨大な映像記録から、「家族の生と死」という深淵なテーマを軽快なタッチで描き出したのは、大学在学中よりドキュメンタリーを学び、卒業後はフリーの映画助手としては枝裕和らの映画制作に従事、本作が初監督となる砂田麻美。父親の死の段取りを見守り続ける家族の絆をユーモアと哀愁を交えながら見事に描き出している。プロデュースに、『誰も知らない』『奇跡』など映画監督として第一線を走り続ける是枝裕和。そして主題歌「天国さん」はハナレグミの新曲、劇中音楽全編もハナレグミが手掛け、温かな余韻を残している。

今回の講演において、私を含め、事前に映画を見た人の多くが聞いたかったことの 하나가、「なぜ父親の最期を撮ろうと思ったのか」「カメラで撮り続けることはつらくなかったのか」という素朴な疑問である。それについて、砂田さんは中学の頃から家族の日常を撮っていたらしく、カメラをまわすこと自体は家族の中では自然なことであったという。それでも、父親のがんが分かって最初の頃はカメラをまわすことに大きな葛藤があったと率直に語られた。死を前にした父親にカメラを向けることは、残酷すぎるし、第三者的な視点が入るため父と娘の関係でなくなるのではないかと考えたという。前半は映像が少なく、ナレーションが多くなっているのは、しばらく撮る決心がつかずにいたためであるとのことであった。しかし友人にも相談するなかで、「この瞬間は二度と来ない、だから今、撮る」、「撮らないと後悔する」という思いが強くなって、カメラをまわすことにしたという。ただ、カメラを向けるにあたっては、父親が撮って欲しくないときは撮らない、自分が撮りたいと思ったときだけ撮るという自分

なりのルールを決めていたそうである。監督としてではなく、家族として、娘として存在することを最優先に考えたという。カメラをまわすと心に決め、割りきってからは、自然にオン、オフができるようになり、最後の頃は、部屋の電気をつけたりする感覚だったそうである。

映画の中で父親は病院で亡くなるのだが、実際、父親はどこで最期を迎えたいと思っていたのだろうか。砂田さんによると、特に家族で事前に話し合っただけでなかったという。ホスピスなんてまだ先だと思っていたそうである。父親の思いとしては周りに迷惑をかけたくないのでどこでもいいと考えていたようであるが、最後の最後に家に帰りたいたいと言いつつ出したという。家族としては、そのときに大変とまどったようで、そういう臨終間際のときに相談できるサービスがあれば良かったと話されていた。

死別直後については、意外なほどに「悲しくなかった」「冷静だった」そうであり、不思議な達成感があったという。ただ、父がいないという不在感強く感じたそうである。そして死別から2カ月くらいしてから、未来に希望がないと感じ、何をしても楽しい気持ちを持ってなくなってしまったと話された。その当時の心境として、みんな死ぬんだと思うと生きていることがむなしくなったという。亡き人がかつて本から得た知識や積み重ねてきた小さな努力が、死によって奪われたことへの何とも言えぬ怒りを感じたとも言われた。なんで死ぬのに生きてなきゃいけないのか、なぜ生きているのか、そんなことを考えたという。その頃には、亡き父が死ぬ前に漏らした「すごくいいところに行く」という言葉が気になり、父はどこへ行ったのかという疑問の答えを求めて、死後の世界に関する文献を読んだそうである。死んだ人の息吹を追求したいという気持ちであったとのことである。

「なぜ生きているのか？」との問いについて、今はその答えとして、次の人に何かをつなげていくこと、それ以外に理屈はないと考えているとのことであった。映画雑誌の記事によると、映画祭での質疑において、砂田さんは次のように述べている。「父親が死んだことはすごく悲しいことだけれど、父親と過ごした最期の5日間にたくさ

んいろんなことをもらったと思ったんです。それは生と死は対極にあるのではなく、一本の線で繋がっていて、そして父親から(生の)バトンを渡されたような気持ちになりました。それが私の希望となったんです。」

カメラを回していたときは映画化については何も考えていなかったそうであるが、死や生への問いが、この作品を世に出す動機になったようである。この映画には、死は決して悲しいだけではないという砂田さんが亡き父から受け取ったものが込められているように思われる。父親の死から3カ月後に始められた映像の編集作業は、傍目には辛い作業のようにも思えるが、砂田さんご自身は、全くつらくはなく、むしろ楽しくて、一番元気になれたとのことであった。編集作業を通して、父親の生と死に向き合い、気持ちの整理ができていったのかもしれない。

映画公開後の心境として、「たくさんの人に見て欲しい一方で、見て欲しくない気持ちもある」と話された。何か神聖なものを商業化してしまったという思いもないわけではないとのことであった。「映画は手を離れると、自分のものではなくなる」という砂田さんの言葉は、印象的であった。

近頃、この映画のタイトルになった「エンディングノート」と呼ばれる、自分の死を生前から準備しておくノートが密かなブームとなっている。コクヨが2010年9月に発売した「エンディングノート もしもの時に役立つノート」は、20万冊以上も売れたヒット商品となった。「エンディングノート」には、自分の履歴や資産情報、親族や友人の連絡先、延命措置や臓器移植についての意思、葬式や墓についての要望、大切な人へのメッセージなどを記入できる欄が設けられており、それに添って手軽に書き込むことができるように工夫されている。このような「自分の最期を準備しよう」という世間のブームに対して、砂田さんは否定的であり、死への冒涇ではないのかと話された。自分の死への準備は、自らの死をリアルに感じた人だけが、自然にすべきことというのが砂田さんの考えであった。「エンディングノート」の価値自体を全否定するものではなかったが、安易なブームに警鐘をならすものであり、身近な人の死のプロセスを目の当たりにした遺族の一人とし

ての言葉は重い。

砂田さんは、父親の死という体験を通して、これまで想像できていない感情があるということに気づかされたとも話されていた。たとえば今の自分にとって「父の日」は良い気持ちではなかったそうだが、そういう父親を亡くした人の気持ちを知らなかったという。このような気づきは、砂田さんの映画監督としてのこれからの活動の糧にきつとなっていくのであろう。

講演会の終了時に、出席者にはコメント用紙への記入を求めた。そこで寄せられた出席者のコメントの一部を以下に紹介する。

- ・私ははっきり“父の最期”をいつか映画にしようと決意してカメラをまわしていたと思っていたが、そうではなく、お父様が亡くなられた後に体験した“人間の死への問いや理不尽さ”が映画化への動機になったことを知った。今日のお話から、人の死に対する敬意を強く感じた。遺族と監督という立場の違いによるジレンマなど、個人的なことも話してくださり、家族としての砂田さんに出会えた気がした。
- ・父親のいない“不在感”の感覚と死ぬまでつきあっていかなければならない、という言葉に、砂田さんの決意のようなものを感じた。私自身、大学生の時に、父親を亡くした。私は葬儀の仕事に就いていることが、父親が亡くなったことの意味だと思っている。砂田さんもお父様のドキュメンタリーを公開することが、お父様との関係性や、自身の生きる意味に向き合うことにつながったのかなと思った。
- ・砂田さんのお話を聞いて、一番印象に残ったことは、エンディングノート＝To Do リストを作って、やるべきことを決めておくということについて反対だということである。たしかに実際、計画的に死を迎えることはほとんど不可能に近いし、とても難しいことであろう。これができる人は本当に死には直面していない。このようにおっしゃった砂田さんの言葉がとても印象的であった。今日、お話を聞いて、監督である前に遺族の方なのだと

感じた。

- ・お父様の死の経験から、全ての人間の「いのち」に向き合われたという話がとても印象的だった。いのちは有限で、自分が得たものも関係も失ってしまう。しかし、そこに意味を見いだして生き続けることがどれだけ大切なことか、あらためて考えさせられた。私にとっての生きる意味は何か、もう一度自分に問いかけてみようと思った。
- ・人はなぜ生きているのか、死んでしまうのか、答えのない問いではあるけれど、砂田さんの「次につなげる」という言葉がとても印象的であった。私も何かをつなげられる人生を送りたいし、なぜ生きているのか、自分なりの考えを持てるようになりたいと思った。
- ・私自身、大学で勉強してきた以上に“生と死”について考えるきっかけとなった。“生と死”は全世界共通に人間が立ち向かうべきことで、死を考えることで生きることを考えることにつながると考える。“死”があるからこそ、人間は強く生きられるのかもしれないと思う。「なぜ人間は生きているのか？」という問いについては、これから私も何度も自分自身に問いかけるのかもしれない。そのときには、私一人だけがこのようなことを悩み続けているのではないと、なんだか勇気がでそう

以上の通り、1時間半の短い時間ではあったが、映画の話にとどまらず、「なぜ人は生きているのか？」という深い問いにまで話がおよび、出席者一人ひとりが自らの問題として考えさせられた有意義な時間であった。砂田さんは、基本的に講演会の依頼は辞退されているそうだが、今回は学生向けの講演ということで快諾いただき、ご多忙のなかを遠方よりお越しいただいた。あらためて心より感謝の気持ちを表したい。最後に、今回が初監督作品となる砂田さんの次回作に大いに期待するとともに、映画監督としてのさらなる飛躍を祈念して本稿を閉じることとする。

(坂口 幸弘)

## ●シンポジウム

### 「その人らしい生き方を支える

～ソーシャルワーカー・法律家と権利擁護～

シンポジスト：

秋元 美世（東洋大学社会学部社会福祉学科教授）

平田 厚（日比谷南法律事務所弁護士・明治大学法科大学院教授）

上田 晴男（NPO法人PASネット代表・全国権利擁護支援ネットワーク事務局長）

コーディネーター：小西加保留

2000年に介護保険がスタートすると同時に、成年後見制度が導入されて10年以上が経過した。社会福祉領域に「権利擁護」という言葉が席卷したのも2000年前後のことである。一部では、まるで成年後見人を受託することのみがソーシャルワークの役割を可視化できるかのような騒ぎになったことが昨日のように思い出される。

それから10余年が経ち、「権利擁護」の理念に立って、1人ひとりの生活を地域で確実に支えるために、ソーシャルワーカーはどのような支援を展開してきたのか。また法律家は、どのような立場でどのように支援に携わってきたのか。そこに焦点づけて、改めて「権利擁護」を取り巻く実践と制度の意味を問うことが、本シンポジウムの目的であった。

具体的には、実践を通して見えてきた法律家とソーシャルワーカーの働きや視点の違いを突き合わせ、それぞれの学問領域における違いを明らかにすることとともに、法と福祉の双方の立場から、今後の実践の中で役立つための考え方を追求する道筋を探る事であった。

なお、本シンポジウムは、平成22～24年度科学研究費補助金基盤研究（C）「ソーシャルワークにおけるアドボカシーの学際的理論再構築とその技術に関する研究」（研究代表者小西加保留）の成果発表を兼ねて実施したものであり、権利擁護に関わる実践そのものを議論するというよりも、より学際的な意味合いから検討することを目指したのもであったといえる。

当日は、始めに上田晴男氏が作成されたDVD「権利擁護で暮らしを支える～権利擁護支援センターのある町」を約30分間上映した。

その後、上田晴男氏から、「ソーシャルワークと権利擁護実践～権利擁護支援の展開のために～」と題した報告をいただいた。上田氏は、権利擁護の基本構成について、権利侵害からの救済・保護、権利行使の保障、新たな「権利」の創造という3つの軸が重なり合うことによって、システムアドボカシーが実現され、またエンパワメントと法的支援、生活支援の3つの支援軸によってパーソナルアドボカシーとして達成されると述べた。また権利擁護支援の対象としては、自らの権利を自らの力で擁護することが困難な状態にあり、何らかの社会的な介入・支援を必要とする障害者、高齢者、児童等、また明らかな障害や疾病等はないが、自らの置かれている立場や環境、関係性や条件によってディスエンパワメント状態に置かれているDVや「いじめ」の被害者等があるとした。そして具体的に権利擁護システムが地域で展開されることの意義は、地域生活のセーフティネット、ソーシャルインクルージョンの具体化、住民福祉の増進であると示唆した上で、「権利擁護支援センター」の機能を専門支援、後見支援、そしてネットワーク形成にあるとした。またセンターの役割は、地域における権利擁護支援の中核的拠点、権利擁護支援の専門機関、成年後見の総合的支援、権利擁護支援ネットワークの構築と活用、「権利擁護支援者人材バンク（仮称）」機能にあると述べた。さらに実践上の課題としては、虐待対応における、本人の家族との同居及び自宅での生活継続の志向意思と保護分離介入の調整や、浪費または多様な活動展開に対する被後見人等の権利行使と生活の安定化を志向する後見人等の保護的介入における対峙関係、消費者被害に遭ったものの相手への好意が優先する状況における被害者の被害認識と保護救済対応における困難性などを抽出した。また、医療同意、死後事務、生活の質の確保における権限無き後見人の身上監護の課題、また本人の意思決定支援のプロセスとリスクに関して、リスクを受ける権利を含めた、多様な「決定」の実現に至る課題を提示された。

次に、平田厚氏からは、「法的判断枠組みの考

え方」と題して報告いただいた。はじめに、民法第9条においては成年被後見人の法律行為は取り消すことができるとしながら、一方で民法858条において、意思尊重義務と身上配慮義務が規定されていることへの疑義を提示した上で、資料に沿って説明がなされた。まず、法の世界は、基本的に国家の強制権力を前提にした世界であり、合法・違法の世界であること。このため、弁護士は、法規による権限や権能の設定とその行使における義務の枠組みの範囲で実践し、その枠内であれば合法、外れていれば違法となる。そして権限や権能の行使者の裁量の枠内に止まっているのであれば、その内容が適切でなくても合法となるとした。

次に、生活支援を行う場合は、合法か違法かが重要ではなく、個別具体的な場面でその支援が適切か適切でないかという判断枠組みの方が重要ということになる。もし法の世界に適切か適切でないかという議論を持ち込むとすれば、法が設定する権限や権能行使の枠組みに対し、法が明確な基準を設定する必要がある、それに違反した時に義務違反となることを明確にする必要がある。また、虐待などの権利侵害事例では、個別具体的な場面で法律家が行う法的手段が重要で有効に機能するが、その際に役割分担やネットワーク構築が必要であると述べた。

さらに今後の具体的な問題点としては、第一に、判断能力を喪失した人に対する代行決定による生活支援において、権限や権能行使の基準自体が法律で定められていない為に、支援方法が仮に本人の仮定的な意思に反しても、適切でないかもしれないという議論にはなっても、違法にはならないことになること。第二に、判断能力が不十分な人に対する成年後見による生活支援において、成年後見人は本人のための代表権を有し、意思尊重義務と身上配慮義務が課されているが、意思尊重義務は本人の意思を尊重するのに対して、身上配慮義務は、客観的によりよい支援を行うべきとしていることに対立の契機が内在しており、どちらを重視しても合法や違法の問題が生じないこと。第三に、成年後見人による医療同意の問題として、そもそも医療行為の内容が明確でないが、本人でなければ判断できないような医療行為は法的支援の問題でないこと。また法の問題として、医療行

為を定義し、どのような義務のもとに権限、権能を行使できるかを明確にすることが果たしてできるのかという問題提起を行った。

次に、秋元美世氏から「ソーシャルワーカーと法律家と権利擁護」と題して、報告が行われた。まず権利擁護は、ソーシャルワーカーにとっても法律家にとっても共通の重要な目標であり、また社会福祉士にとっては、倫理綱領上や、介護保険制度の下の地域包括支援センターにおける権利擁護相談、また虐待防止法制において果たされるべきミッションとして認識されている。ただし両者においては、重点の置き所や方法に違いがあるとした。

次に、権利擁護の内容について、事実上の世話や必要なサービスの手配や人間関係・社会関係の調整などを行う福祉的支援、経済面での支援を行う経済的支援、意思表示の支援を行う民事（法的）的支援といった区別がなされることもあるが、単純に福祉的支援はソーシャルワーカー、民事的支援は法律家と割り切れるものではなく、それらの支援が複合的に行われる必要があること。その上で、法律実務家の役割と法の役割との区別として、法律実務家は、法を扱う専門家ではあるが、それ以外のことをしないわけではなく、ソーシャルワーカーと法律家の対比で想定されていることは、福祉的機能と法的機能との対比として考えた方がよいことを提示した。

また、いわゆる困難事例においては、総合的な視点から様々な資源を活用し、問題点を整理していくのは福祉の役割であるが、経済的虐待をしている者の排除、債務の整理など強制的に切り口を設定できるのは法の役割であるとした。

さらに、法の役割と福祉の役割が関係しあう部分として、民法9条による、取り消し権の規格外である日常生活に関する行為を取り上げた。その範囲は、食料品、日用品の購入や水道光熱費の支払い、医療費の支払い、電車・バスの乗車、嗜好品の購入、書籍・趣味への支払等かなり広い範囲に及び、金額的にもそれほど高額になることがないが、そこに取り消し権が発生すると、成年被後見人保護のための制度が、逆に、成年被後見人の生活を脅かすことになりかねないことになった。そして最高裁判所事務総局家庭局『成年後見

制度における鑑定書作成の手引』（平成23年）における「本人の自己決定の尊重及びノーマライゼーションの理念から、法律はそこまで介入せず、日常生活に関する行為については取り消し得ない」としたという解釈を紹介した。しかし、ここでも法律が介入しないことがイコール放置ではなく、実際には基準がないためにきわめて流動的であり、対応は様々であるが、法的にはこうした規程を前提にしないと成り立たないことを示した。

そして、議論の整理として、権利擁護の捉えかたのレベルは、権利侵害に対する介入、意思決定支援、そしてその人らしい生活を支えるための権利擁護など様々なレベルがあることを述べた。

以上3人のシンポジストの発言の後、休憩を経て、コーディネーターの小西よりコメントを行った。第1に、法律家とソーシャルワーカー、またその他の地域機関との連携を含めて、まず互いを知ることが重要であり、そのことで行き詰まりを防ぐことができるという連携の原則がここでも生きること。そのためにソーシャルワーカーはどのような局面で法律家が活用できるかをまずよく知ることが重要である。第2に、ソーシャルワークは、価値に基づき生活を扱う専門職であるが、その範囲は非常に広く、権利擁護だけでなく、広く人権、差別、リスクの予防まで対象とする。一方で法律家のように権限や義務の範囲が明確でないことから、個の支援を確実にし、ソーシャルワークのプロセスを可視化できるような取り組みを強化し、判断や介入の根拠となる変数が多いなかで、個別化を目指せるような実証的な研究が強く求められること。第3に、「新たな権利の創造」に関して、その道筋を明らかにする必要を感じる。本研究の過程で、個人の権利擁護が、果たして人権擁護に整合するのかという課題が提示されたが、ソーシャルワーク教育では、ミクロ、メゾ、マクロが強調されるものの、理念が先行し、その道筋は明確にされていない。法の世界からの権利擁護と福祉の世界からのアプローチの違いとその接点を追究していくことが必要であると述べた。

引き続き、質疑応答の時間を持ち、会場の3人の方から質問をいただいた。

一つは、権利の概念が曖昧で人権との違いについて分かりづらいという意見が述べられた。それ

に対して、理論的な観点からすると、権利にしても人権にしても、抽象度を高くして議論をすると違いはあまりなくなるが、どちらかというところ、人権の場合にはプロセス重視、権利の場合には結果重視という傾向が見て取れるかもしれないということ、また実務家的には、「人権」とは憲法25条や13条などで国家にも犯すことができない権利であり、「権利」は基本的に個人と個人の関係の中で規定されるものである等の回答がなされた。

次に、成年後見人を受託する弁護士または社会福祉士のそれぞれの強み、弱みについて質問があった。それに対しては、被後見人の生活課題によるが、弁護士は法的手段の選択の場合に、その局面においては強みがあるが、長期的な広い生活支援には能力やスキルがない。一方でソーシャルワーカーは生活課題に全部対応するのが専門性ではあるが、日本では独立して支援を展開できるシステムになっていないという側面がある等の回答がなされた。

最後に障害児の権利擁護において、当事者に意思決定過程に参加して貰わないといけないにもかかわらず、代弁機能が委縮してしまっている現状について質問があった。それに対しては、制度的にはそのプロセスがルール化されておらず、制度改正すればするほど現場は時間がなくなった。基本的に利用者とのコミュニケーションがベースにあることの制度作りが必要であり、それが今後10年の課題であるとの回答がなされた。

なお会終了後回収されたアンケートによれば、シンポジウムの内容は概ね理解され、権利擁護の問題をこのような構成で取り上げたことが新鮮に受け止められたこと、実践家にとっては、今回の内容が実践の中で具体的に展開されることへの期待が、また学生からは法と福祉の両面から考える機会として刺激的であったとの意見が寄せられた。

開催が年末の日曜日となり、参加者は40名程度であったが、法と福祉、制度と実践の両面から権利擁護の課題に切り込んだ企画は他にあまり例がなく、そうした意味での意義があったと考える。残された課題は多いものの、研究としての目的である「ソーシャルワークにおけるアドボカシーの学際的理論再構築」に一步近づけたと共に、何よりも参加者と共に現状の「権利擁護」を俯瞰し、

これからの10年を考えるよい機会になったのではないかと感じている。

本研究会のご協力に改めて感謝申し上げたい。

(小西 加保留)

## ●イタリア精神保健福祉映画

### 「人生、ここにあり！」上映会の評価

2011年12月17日（土）において、関西学院大学上ヶ原キャンパスB号館103教室で開催された関西学院大学人間福祉学部研究会主催のイタリア映画「人生、ここにあり！」上映会、および同会参加者による交流会に関する、各々の参加者を対象とした質問紙調査の集計結果について報告したい。

昨年度の本誌（前号）で、上記上映会及び交流会の意図と意義（精神医療・精神保健福祉分野におけるアンチ・スティグマ活動）については報告済みであるが、質問紙調査の結果については、紙数の関係で昨年度では触れることが出来ずに宿題になっていたものである。併せて、これらの企画に関わった実行委員の学生2名（当時）による、質問紙結果への分析についてもそれぞれを紹介してみたい。実行委員であった学生のみから見て、アンチ・スティグマ活動としての本企画に果たして手応えがあったのかどうか、そこで生き生きと語られているであろう。

なお、参加者数は、上映会が65名、交流会は41名であった。

#### 1. 単純集計結果（上映会のみ）

上映会参加者を対象とした質問紙の回収は45であり、回収率は69.2%であった。参加者の性別は、女性が33名（76.7%）、男性は10名（23.3%）であり、その年齢層は最も多いのが「20歳から29歳」で20名（46.5%）、次いで「20歳未満」の10名（23.3%）であった（%は有効回答数に対する比率、以下同じ）。これは後述するように、本学学生の参加が大きかったことによる。一方、「30歳から39歳」「40歳から49歳」「50歳から59歳」がそれぞれ4名、5名、3名であり、「70歳以上」も1名あった。いずれともに主に地域からの参加者（いわゆる当事者を含む）とも考えられ、合計13名（30.2%）であったことは、地域への発信という意味では非常に限定されたものであったことは否めない。

次に参加者の住所であるが、「宝塚市」（27.9%）が最も多く12名、その次が「西宮市」11名（25.6%）であった。それ以外に、「神戸市」「尼崎市」「大

阪市」「伊丹市」などが選択されていたが、宝塚市と西宮市で合せて4分の3を占めており、地元中心であったことは間違いない。参加者の6割は「学生・院生」であり（26名、60.5%）、一方「企業」所属や「専業主婦・無職」はそれぞれ4名（9.3%）という数字にとどまり、先述したように学生中心の参加者層であったといえる（それ以外に、「社協」2名「NPO」2名）。最後に、26名の学生・院生の内訳は、「関西学院大学」が20名、他大学が6名であった。

なお、交流会参加者への質問紙は、自由記述のみであったため、単純集計を行っていない。

#### 2. 自由回答の分析

映画の感想と映画から学ぶべきことに関する自由回答の結果の分析に移る。これについては、映画上映会の実行委員であった学生自身の分析を紹介したい。精神保健福祉の専門職とはいえ、学生が今回の映画上映の「効果」をどう受け止めたかを知ることは、彼・彼女らが今後社会の中で、啓発的な取り組みを行っていく主体として期待されることを考えれば、その意味は決して少なくはないだろう。自ら分析することで、そこから見出せた映画上映の成果と課題を、学生たち自らの手で血肉化させていくことが期待される。

なお、以下の分析は、質的アプローチの手法を用いて、自由回答について概念化を行い、そこで得られた概念から「ストーリー」を紡ぎだしていったものである。その手法については、厳密な意味では不十分と見なすべき点が多々あると思われるが、むしろ方法論的な正確さよりも、学生たちが自分たちなりにどう分析し、そこから何を学んだかと間接的に知ることをここでは重視したいと考える。

なお、文中の【 】は、分析で抽出された概念を示している。

##### （1）映画上映会について

###### ① 分析1

この映画ではネッロをはじめとする人々が精神障害者である登場人物たちに寄せる絶対的な信頼や人間への愛によって、彼・彼女らが抑圧された力を取り戻していく様子が描かれている。このよ



うな登場人物の姿が人間の持つ力や【可能性】を見る者に感じさせたのではないかと思われる。また、人間の持つ【可能性】を引き出した【仕事】の重要性についても目が向けられていた。人間が【仕事】を通してそれぞれの持つ力を生かして生きていくことが本来の自然な姿ではないかという回答があったが、【仕事】が人々の生活にうるおいを与えるものであるとともに、人間のもつ力を引き出す役割があるものとして観客に認識されていたことがわかる。また、このような主人公たちのポジティブな姿（もちろん様々な壁にぶつかるがそれでも前に進んでいこうとする姿）は、【映画のタイトル】でもある「やればできる」という言葉を実感させるものとなったようだ。これより重いテーマであるにもかかわらず、笑い、ユーモアがある映画として多くの人に【感動】を与えるものになったと思われる。

このように登場人物という個人に対して向けられる関心から、今度は社会に対しても関心が向けられていく。精神障害者の姿が観客に精神障害とは何か、【普通】とは誰が決めるのか、また【偏見】はなぜ起こるのかという問題提起をしている。【普通】とは「周囲の人が線引きしているのではないか」というコメントから、【普通】という基準を社会がつくりだしていることを感じている人もいたことがわかる。また「そもそも何のために定義や区分がされているのか」という記述からもその本質を社会全体が考えなければいけないと感じさせられるという意見があがっていた。

加えて、社会の眼差しや社会の器の小ささが精神障害者への【偏見】を作りだしていることから日本の社会と【イタリア】の社会の違いについて考察が広がっていったのではないかと考えられる。さらに、このような【イタリア】を見習って、【今後について】日本社会がどうなっていったらよいかという形で、思索からさらに具体的に自分がどのようになっていきたいかという具体的考察へと深まっていることが示されたのではないだろうか。

## ② 分析2

【感動】のある、ユーモアあふれる映画だからこそ、精神障害という重いテーマにも関わらず共感しやすかったのではないだろうか。精神病を

もっとフランクに扱ったほうがみんな共有しやすいのかもしれない。難しいテーマでもいろんな意見が出てきて、案外「やればできるかもしれない」と体当たりしてチャレンジするイタリアの精神は日本に欠けているものだと教えてくれた。

障害を持っていても、生き活きと人生を楽しめる彼・彼女らに元気をもらい、ポジティブシンキングになる。失敗やピンチが訪れても、仲間と乗りこえる姿に勇気をもらい、彼・彼女らの【可能性】、そして自分に対する可能性を感じられる。【仕事】をもつことがどれだけ人を輝かせるか、仕事のない、刺激のない、単調に繰り返される病者の置かれた薬漬けの世界がいかに退屈なものか、ただ環境に染まる与えられただけの世界ではなく、自分で選択し、努力する、自分で得る楽しさ、生きがいというものの存在に気づかされる。同時に、私たちには当たり前となっている毎日の生活に、改めて幸せを実感することができたのではないだろうか。障害を持っていても、人生の可能性は無限大であり、【映画のタイトル】「やればできる」ことを示した映画だったため、多くの人が感動したのだと思う。個性を否定せずに、個性を活かしたらあれだけ人は輝くことができるという発見や可能性が私たちに感動を与えたのだらう。

また、自由を手に入れた精神障害者のポジティブな面だけでなく、メンバーの自殺など苦しい現実も見せて、「おもしろかった」で終わらせるのではなく、私たちに課題を突きつけているのではないだろうか。この問題にどう向き合い、私たちは社会をどのように改善し、危機を乗り越えていくかという問題提起がされているように思われる。そして、その解決のヒントがこの映画にはたくさん出てきていたように感じる。地域、病院のスタッフ、個人の歩み寄り、相互理解が必要だと言える。笑いあり、涙あり、現実味とユーモアにあふれ、何度見ても感動できるこの映画を媒介にして社会の人がより精神障害への理解が広まり、各々が、感動や驚き、自分の置かれている社会の現実を再確認することこそがスタート地点であると感じた。

また、社会の多くの人が【精神障害について】知る大切さをこの映画が導き出してくれている。症状について知ること、配慮することができた

り、こだわりを知ることで、相手を知ろうとする姿勢が生まれ、最悪の事態を避けることができた。お互いに変わるができるのではないだろうか。障害について知ることで、障害とその個人を分けてみることも可能になる。

映画の中では多彩なメンバーが出てくるがそれぞれに共感できることがあったからこそ、メンバーの特性を「異常」ととらえることなく、反対に自分たちの価値観にそった【普通】の概念に違和感を感じ、「普通」や「障害」の概念がどれだけ自分勝手なもので、障害を持つ人々を苦しめ、かつ私たち自身を生きにくくしているかを気づくことができたのではないか。映画のメンバーの気持ちや抱えている障害を理解すると、彼・彼女らの言動や行動を、普通とか、異常とか、怖い、と勝手に判断することには繋がらない。社会の障害者に対する知識・理解不足による【偏見】・差別がどれだけ精神障害をもつ人に生きづらい社会にしているか気づくことができたのではないだろうか。また、病院に長期間いることで、病院の中の「精神病患者の普通」に染まってってしまうのではないか。「普通」を取っ払ったらみんな生きやすいと思わされる。

【今後について】は、お互いを理解する、共有することできっと希望が見えてくると思ってもらえたようだ。一回限りの上映会・交流会ではなく、今後も、自分や社会も省みる機会が必要だと感じる。この上映会がよかったからこそ、多くの【注文・意見】が出たのだと考える。そして、参加していただいた方が映画を観て心動かされ、多くの人に知ってほしいと感じたからこそ、今後も発信してほしいという励ましの言葉が得られたのだと思う。また、映画の上映中、笑いや悲しみを共有できた楽しみがあった。広げる側も知る側も、共有し、楽しむコンセプトが良かったのではないかと考える。

## (2) 映画から学ぶべき点

### ① 分析1

とにかくイタリアを見習ってほしいという回答からもイタリアの精神障害者が疾病からの回復に留まらない人間の復権を果たしていく姿に衝撃を受けた方は多かったのではないかと考えられる。

また、これは、タイルを「精神障害者の製品」としてではなく、出来あがったもの自体を作品として見る人々の姿勢がアートの国イタリアらしいと思ひ、日本でもそうなればいいのにと願わざるを得ないという感想にも表れているように思う。また、この映画の「やればできる」という姿勢が大切、という意見からも【イタリアがモデル】であるという意識が観客に芽生えたのではないかと考える。さらに、これを受けて、日本人はもっと知る必要があると思ったというコメントからも【知識を身につける】必要性を個々が感じ、知的好奇心を掻き立てる作品でもあったのではないと思われる。

具体的にイタリアのどのような点を学んでいけばいいかという点については、まず大きな枠組みとして【社会の受け入れ】について着眼している方が見受けられた。「日本では、精神障害者の人とそうでない人と結構分けている気がするのさそうじゃないほうがいいと思った」「障害者という、突き放したような固定観念を失くしていく必要があるだろう」という意見からも、これまで精神障害者が差別され社会から排除されてきた歴史について考えさせられたのではないかと思う。

また、これを受けて病院に精神障害者を入院させておくのではなく、地域へのきっかけをつくっていくことが必要である。精神科病院がなくてもやっていけるということを考えさせられたという記述からも【地域移行】についても考えるきっかけになったのではないと思われる。さらに具体的に、【地域移行】を進めた後どのような暮らしを保障していく必要があるのか、という点にまで考えが広がっている。「日本においても新たな市場を作っていくように出来るアクションが必要」といった回答からもイタリアの協働組合の一つの例に【働く場の確保】について考えた方もいたことがわかる。

また、「精神障害者の方も一人の人間として、働いて、お金をもらい、自分の好きなものを買うという生活を支援していく体制をつくる」といったコメントからは、障害があるが頑張るって社会に貢献する存在であらねばならないというよりは、その前に障害者であってもまず自分の生活を充実させていく権利があるのではないかというようなことを考えさせられたように思う。またそのよう

な充実した生活のために【薬の減薬】についての意見もあがっていた。事なかれ主義で薬漬けにされる精神障害者が日本には多すぎる。彼・彼女らの自発性を引き出し受け入れること、精神障害者に薬を過剰投与することは彼・彼女らの生命力を奪うことだ、という記述もあった。

## ② 分析2

この映画からわかったことは、日本の価値観や普通が当たり前ではないということではないだろうか。【知識を身につける】ことが必要だということ、そのひとつとして「事なかれ主義」日本の薬漬けの精神障害者が多いことが挙がっていた。周りのサポートで【減薬】も可能なのではないか。また、【社会の受け入れ】は、人に対する理解とそれを受け入れる体制が必要であり、日本の「精神障害者は病院」という考え方を改め、健常者・障害者の区別の問題意識を新たに持つことが必要である。イタリアの「やればできる」「やってみたらできるかも」という姿勢【イタリアがモデル】やイタリア人のチャレンジ精神は、日本の国民一人一人が社会問題に対して、持つべき、まねるべき姿勢ではないだろうか。しかし、すべてイタリアをまねるのではなく、あるいは日本にただ絶望するのではなく、日本の歴史・風習を知った上で取り入れることが大切であるだろう。

また、日本の持っている良さを生かすことも重要であり、日本に関する国民の認識、力を信じる、あるいは自分や周りの人たちを「ストレングス視点」で見れば、やればできるかもしれない。それに関連して、上映会に来てくださった宝塚の「エコミュー」のような活発な精神障害者の活動を広げることや、当事者の方が交流会により参加することで理解も深まると思われる。そして、当事者の方がもっと自分たちのことを知ってもらうために、安心して話せる場作りやストレングス視点・チャレンジ精神によって【地域移行】のきっかけを作ること、みんなにあった生活の提供が大事になってくる。そして、その延長で、社会的入院問題に対して、病院をなくしてしまうという大胆な発想が生まれ、【働く場の確保】に関しても同じで、自由や生きがい得られ、誰もが実現できる体制作りが大切になってくると思われる。

障害者の働く場の提供、市場作りのアクション

をまずは挑戦することから始めていくべきだろう。信念を持って取り組むことで、やればできるかもしれないと思われる。試行錯誤することが重要なのではないだろうか。【番外編】の精神障害者を傷つけるのではという不安も接してみないとわからないものであろう。

## (3) 交流会について

### ① 分析1

当事者の方の話もたくさん聞くことができよかったという感想から、【当事者の話しが聞けた】ことで、映画で考えさせられたことや、感じたことと当事者の語りを照らし合わせて考える機会になったのではないかと思う。また、自分の話（体験談）ばかり聞いてもらって申し訳なかったという反省の言葉もあったが、いろんな方の考えや思いを知ることができ、【多様な意見を聞けた】という感想が多数を占めたことから、各自が自分の想いを伝え合うということができたことがこの交流会では大きな意味になったことがわかる。主催者や特定の人の一方向的な働きかけではなく、参加者の相互的な交流がこの交流会で生まれていたことが示されていたといえる。

精神保健福祉分野を目指し、問題意識を持ちながら勉強している学生たちとワークショップをして、いい機会になったというコメントからは、一般の方には、【学生との意見交換】が刺激になったことがわかる。また、いつも大学の友人同士、知り合い同士で話すのではなく、ほとんどが初対面という中で話し合える場はなかなかないのでよかったという意見からは、学生の方も一般の方との意見交流が刺激になったことが理解できる。同じ映画を題材に学生・社会人の枠を超えて交流するという趣旨は良かったというコメントからも、所属の枠にとらわれない交流がそれぞれの価値観や視野を広げるきっかけになったのではないかと考えたい。また、これより【人生】について【人間の可能性について】など、生きるという根本的なテーマを考えさせられる機会にもなったようである。

その一方で、プログラムの進行にとらわれず、もう少し自由に交流したかったという要望や映画の内容についてみなさんの意見が聴きたかったと

いう【ご意見】からは、さらに自由で柔軟な意見交流を求めている方もいたことがわかる。

## ② 分析2

精神障害者の人と自分との共通点や相違点をきっちりと考えたことがなかったのでよかったという意見や、時折見られた「精神障害」と「わたしたち健常者」という話しの進め方が気になったという意見もあった。それらから、【健常者と障害者との境目について】自分と障害者の違いとそれをどう捉えるのか、について考えるきっかけになったのではないかと思う。この健常者と障害者の違いのひとつとして、「障害を持って生きることが根本的な権利まで失うことになってしまうことの怖さを感じさせられた」というコメントがあり、【障害による喪失】について考える契機になったことがわかる。また、この違いを考えると必然的にどうすれば、精神に病気がある方たちが理解され生活できるようになるのかといった、【偏見や社会のあり方】についても考えさせられたのではない。

またこの偏見をどう解消したらいいのか、社会のあり方はどうであったらいいのかを考えた時、「人間にとっては必要なことは、『理解』や『愛』など目に見えないものなのだと思った」という意見から、【つながりの大切さを実感した】り、あるいは「日本の制度だけではなく日本と外国を見ることが大切だと感じました」という記述から【国際比較】することの大切さを感じた人がいたことも理解できる。

また今回の相互的な交流の場での【共同作業】を通して【多様な意見を聞く】という場が、相互理解が必要とされるこれからの社会のあり方を示唆していたのではと考える。それは、「それぞれの立場での情報や思いを共有していけば皆が望んでいるいい方向へ持っていける可能性も広がるのではと思いました」というコメントからも伺える。

この【共同作業】は、「自分の視野の狭さを実感しました」という意見からも【自分を見つめなおす】きっかけになり【交流を通して人の輪を感じる】大切な機会になることがわかった。また今回、【スタッフのサポート】についても評価していただき、ソーシャルワーカーとして相互理解を社会の中でどのような役割を果たしていかなければ

いけないのかを私たち自身が考えさせられるきっかけにもなったと思う。

## 3. おわりに

今回は、昨年度の実施した映画上映会・交流会の評価分析を、参加者を対象とした質問紙の調査結果から試みたのである。本来であれば昨年度の本誌で報告すべきであったものが一年も遅れ、旧聞に属するものになったことを大いに反省したい。

参加者は、回答者も上記のとおり、決して多くはなかった。その点は広報の仕方も含めて映画上映会運営の在り方としては反省すべき点であろう。しかし、自由回答に対する学生たちの分析結果からも明らかのように、観客に対してこの映画が与えたインパクトは決して無視できないものであったし、精神障害者に対するアンチ・スティグマという今回の映画上映企画の目的からみても一定の成果は達成したものと考えたい。

そして何より重視したいのは、企画運営に携わった学生に現われた効果である。上記のとおり、実行委員であった学生たちが自ら行った自由回答の分析結果を紹介してきたのだが、そこから間接的に読みとれることは、何よりも学生自身が大きな学びをしたという点であろう。企画を行った側が、企画自体から学びを得ることができたのであり、一種の「ヘルパー・セラピー現象」であったとえている。今回の映画上映の企画運営に参加した学生たちが、卒業後にそれぞれの活動の場を通して、精神障害者のアンチ・スティグマの核になってくれることを大きな希望として描きたい。

最後に、一年遅れの報告になったのにもかかわらず、本報告の掲載をお認め下さった人間福祉学部研究会に厚くお礼を申し上げたい。

なお、分析1は冬瓜が、分析2は石田がそれぞれ記述したものである。

（ 松岡 克尚  
 冬瓜 恵  
 （社団法人宝塚手をつなぐ育成会・宝塚育成事業所）  
 石田 美雪  
 （関西福祉科学大学社会福祉学部4年生）